

政治家の寄附はNO!

政治家の寄附は禁止されています。「贈らない」「求めない」「受け取らない」の「三ない運動」を進めましょう。



選挙管理委員会事務局庶務・開票担当

☎5744-1462 FAX5744-1540

中学校卒業程度認定試験

合格すると、高等学校への入学資格が得られます。

令和3年3月31日現在16歳以上か、次のいずれかに該当する同日現在15歳以上の方

- ①就学義務猶予・免除を受けているか、過去に受けたことがある
- ②①に該当せず、中学校を卒業できないと見込まれることにやむを得ない事由があると文部科学大臣が認めている
- ③外国籍の方

●試験日 10月22日
●会場 東京都教職員研修センター(文京区本郷1-3-3)
●科目 国語、社会、数学、理科、英語
●願書(問合先で配布)を文部科学省生涯学習推進課(〒100-8959)へ書留で郵送。9月4日消印有効
●東京都教育庁義務教育課
☎5320-6752

羽田空港周辺にお住まいの方へ ～空調機器の取り換え～

昭和52年4月2日時点で、羽田空港周辺の航空機騒音対象区域内に所在した住宅で、防音工事が更新工事により設置した空調機器(10年以上経過し、機能が失われているもの)が対象です(3回目は補助内容が異なります)。

※詳細はお問い合わせください
●工事予定 12月中旬～令和3年1月下旬(申込締切9月18日)
※申請多数の場合は次期工事となります
●大森東・大森西・入新井・糀谷・羽田

特別出張所、問合先へ申請書(申込先で配布)を持参か問合先へ郵送
環境対策課環境調査指導担当
(〒144-8621大田区役所)
☎5744-1335 FAX5744-1532

建物の新築、名称変更時には 住居表示の届け出を

住居表示番号は、建物の出入り口の位置で決まります。届け出後、建物を調査して番号を決定し、表示板をお渡しします。特に集合住宅は入居者の住民登録に差し支えることがあるため、所有者の方は忘れずに届け出てください。

※建物の名称変更時も届け出が必要で
完成予定日の2～4週間前か建物登記や住民登録の前に、「建物その他の工作物新築・新設届」などを問合先へ持参か郵送

戸籍住民課戸籍住民担当
(〒144-8621大田区役所)
☎5744-1185 FAX5744-1513

8月は 大田区「平和強調の月」

区は、昭和59年8月15日に平和都市宣言を行い、8月を大田区「平和強調の月」と定めています。改めて平和の尊さ、大切さを考え、次世代へ受け継いでいきたいと思います。

●平和へのメッセージ動画を作成しました。ぜひご覧ください。
文化振興課文化事業担当
☎5744-1226 FAX5744-1539

こらぼ大森の休館

8月23日(日) ※特別清掃のため
☎5753-6616 FAX5753-6560

洗足区民センター体育室の 使用休止

9月20日(日)～10月23日(金)
※改修工事のため
☎3727-1461 FAX3727-1462

新型コロナウイルス感染症に関するお知らせ

大田区の新型コロナウイルス感染症対策については、区HPに最新情報を掲載しています。また、区主催のイベントなどは、中止・延期する可能性があります。詳細はそれぞれの担当課・実施機関へお問い合わせください。



詳細はコチラ

新型コロナウイルス感染症に伴い、区報1日・11日号の発行を休止しておりましたが、8月から通常どおりの発行を再開します(毎月1日・11日・21日に発行)。なお、「区民のひろば」の掲載は、10月1日号から再開します。掲載申込など詳細は5面をご確認ください。

相談窓口

- 症状がある・感染が疑われる方/新型コロナ受診相談窓口
- 大田区相談センター
☎5744-1360 FAX5744-1524
(平日午前9時～午後5時)
- 東京都・特別区・八王子市・町田市合同電話相談センター ※土・日曜、休日は終日
☎5320-4592
(平日(夜間)午後5時～翌午前9時)
- 感染への不安のある方
- 大田区保健所 感染症対策課
☎5744-1729 FAX5744-1524
(平日午前8時30分～午後5時)
- 東京都新型コロナコールセンター
※多言語(日・英・中・韓)による相談も可
☎0570-550571 FAX5388-1396
(平日午前9時～午後10時)
※土・日曜、休日受付

参加・催し

出前講座「親子で遊ぼう！」

- 対象 1～3歳未満のお子さんと保護者
- 開催 ①9月4日(金)＝大田文化の森
②10月6日(火)＝嶺町文化センター
※いずれも午前10時～11時30分
- 定員 先着各15組
- 費用 キッズな大森へ電話かFAX(記入例参照) ※受付開始日は①8月3日②9月8日
☎5753-1153 FAX3763-0199

やぐちの元気アップ教室

- 対象 区内在住の65歳以上の方で、医師から運動制限を受けていない
- 開催 月1回木曜(初回は8月27日)、午前10時～11時 ※30分で入れ替え
- 会場 矢口区民センター
- 費用 問合先へ往復はがき(記入例参照。生年月日も明記)。8月14日必着
- 定員 抽選で各10名
- 担当 高齢福祉課高齢者支援担当
(〒144-8621大田区役所)
☎5744-1624 FAX5744-1522

再就職をめざす女性のための 職業訓練Word・Excel基礎科 (5日制)

- 対象 結婚・出産・育児などで退職した、次の全てを満たす方
①ハローワークで求職登録している②全日程参加可③修了後ハローワークの職業相談を受けられる
- 開催 9月28日(月)～10月2日(金)午前10時～午後3時 ※保育有り
- 定員 産業プラザ 抽選で10名
- 申込 8月17～28日に申込書(ハローワークで配布。問合先HPからも出力可)を問合先へ郵送
- 担当 東京都産業労働局能力開発課
(〒163-8001東京都庁)
☎5320-4807



消費者被害相談

身に覚えのない荷物が送られてきた

相談事例

インターネット通信販売業者から代金引換で荷物が届いた。家族が代金を支払い、荷物を受け取ったが、開封して内容を確認すると全く注文した覚えのない商品だった。どうしたらよいか。

トラブル防止のためのアドバイス

通信販売業者に連絡を取り、事情を説明して返品や返金の対応を求めましょう。普段から家族間で配達予定を確認したり、心当たりのない荷物が届いたときは、受け取る前に家族や友人などに確認しましょう。家族宛てに届いた荷物で、受け取るべきかその場で判断できないときは、配達員に事情を話していったん持ち帰ってもらいましょう。

特別相談「多重債務110番」

区内在住・在勤・在学の方 9月7日(月)・8日(火)午前9時～午後4時30分
※8日午後には無料弁護士相談有り(予約制)

問合先へ電話 消費生活センター ☎3736-7711 FAX3737-2936

消費生活のお困りごとは、消費生活センターにご相談ください

消費者相談専用電話 ☎3736-0123

(月～金曜)午前9時～午後4時30分 ※休日、年末年始を除く

土・日曜、休日は、国・都の機関がお受けします

消費者ホットライン ☎188

(土曜)午前9時～午後5時 (日曜、休日)午前10時～午後4時



お配りしています

高齢者見守りシール と 介護マーク

高齢者見守りシール・見守りアイロンシール

認知症などで高齢者見守りキーホルダーを携帯することが難しい方へ配布しています。洋服や下着、持ち物に貼ることで、医療機関や警察に対し、いち早く身元や連絡先を情報提供できます。

●配布場所 お住まいの住所を担当する地域包括支援センター

対象 区内在住で65歳以上の方 ※高齢者見守りキーホルダーの登録が必要です



介護マーク

認知症の方などの介護者は、周りの人から見ると介護をしていることが分かりにくいことがあります。介護者が介護中であることを周囲に理解してもらうため、「介護マーク」を配布しています。

●こんな時にご利用ください

駅やお店のトイレに付き添うとき、男性介護者が女性用下着を購入するとき、介護していることを周囲にさりげなく知ってもらいたいときなど

●配布場所 問合先、地域包括支援センター、地域福祉課、障害福祉課、さぼーとびあ ※ネックストラップ付きの透明ホルダーに入れて配布しています

対象 区内在住で、高齢者などを介護している方



高齢福祉課高齢者支援担当 ☎5744-1250 FAX5744-1522